

# がんばっています!!

みえの組合

## 松阪不動産事業協同組合

住 所	〒513-0801 松阪市大黒田町308番地の15		
電話番号	0598-23-7874	FAX番号	0598-23-4592
組合員数	129名	設 立	昭和55年6月17日
E-mail	mhjk@mctv.ne.jp		

行政との連携を密にして  
新たな市場を拡大



理事長 ● 大西 和義さん

県内では初の試みである、「不動産紹介(照会)物件に関する協定」を松阪市と締結し、松阪市の産業振興に寄与している松阪不動産事業協同組合の大西理事長にお話を伺いました。

### 企業誘致の重要性

企業の進出は、新たな雇用の創出や地元企業の受注増、他産業の需要増をもたらし、ひいては定住促進にもつながることから、松阪市のように産業集積の少ない地域にとって、企業誘致活動は地元産業の育成と同様、産業振興の重要な施策のひとつです。

このような中、松阪不動産事業協同組合は、平成17年11月、松阪市と「不動産紹介(照会)物件に関する協定」を結びました。この協定は、松阪市内に立地を希望している企業からの照会に対して、組合の自社物件、売却や賃貸の依頼を受けている事業用地や建物の情報を市に紹介しようというもので、このほど、この協定を活用した第一号の物件がまとまりました。

地域経済の活性化に大いにプラスになるこの事業を今後も企業側にアピールしていき、更に推進していく方針です。



### 松阪不動産事業協同組合特報

毎月1回、新聞への折り込みチラシ「松阪不動産事業協同組合特報」の発行は、27年も続いている組合の主要事業のひとつ。今年9月で325回になります。B-4版の両面に組合員の取り扱う土地・建物・賃貸住宅・貸し店舗などの

情報が掲載されています。定期的な発行なので、消費者の反応も大きく、手軽に経費も安く掲載できるので多くの組合員に利用され、スケールメリットを活かした事業として順調に推移しております。

### 造成販売事業

もうひとつの事業が組合運営の柱である「造成販売事業」です。これは組合員からの土地媒介業務による住宅地の分譲で、組合運営の柱、根幹ともいべき事業。現在販売中の分譲地においては、平成18年度に3区画販売し、今年度も2～3区画程度の販売を予定しており、今後も新しい造成地を取得し販売していく予定です。

### 研修事業

組合そして組合員企業の従業員のコンプライアンスの向上と、毎年のように行われる関係法令の改正に対応でき、かつ複雑化する日常取引の中で高度な知識を身に付けた人材の育成を図るため、中央会の助成もお願いし税理士等専門の講師を招いて研修会を実施しています。

### 賦課金を徴収しない組合運営

松阪不動産事業協同組合では、組合員から賦課金を徴収しておらず、事業収入ですべて組合の運営費をまかなっております。

このように現在、順調な組合運営ですが、大西理事長は、「松阪地区の不動産業界は、住宅地にはある程度の動きがあるものの、駅前など商業地は三交百貨店の閉店などの影響により地価が下げ止まらず、また今後大きな土地需要も見込めず、予断を許さない経営環境にある。」と危機感を募らせています。

「このような時こそ、組合員129名の組織力を大いに活かし、市との協定や造成販売などの事業を更に活発化し、事業を推進していきたい」と熱く語ります。